

『通典』編纂始末考

——とくにその上獻の時期をめぐって——

北 川 俊 昭

はじめに

一 編纂の過程

二 『通典』の補訂記事と上獻年代

三 上獻前後の杜佑をめぐる状況

四 『通典』の評價と反響

おわりに

はじめに

『通典』は唐の大暦年間（七六六～七七九）から編纂を始め、編者の杜佑が淮南節度使の在任中に朝廷に上獻（獻呈）されたといわれている。この書の草稿は大暦年間末までには完成し、中央に上獻された年代は、諸説あるがおおむね、九世紀の初頭前後である。したがって、一應の草稿の完成から上獻までに、二十年から三十年近くの年月が経過していたことになる。いわば、『通典』は草稿作成の段階（編纂開始から大暦末年まで）と、その増補訂正（建中年間から貞元年間末まで）という、二段階の過程をへて練り上げられたのち、上獻されたのである。

こうした編纂過程を念頭におくと、草稿の補訂に時間が必要であったにせよ、なぜそれほど年月がかかったのか、言

い換えれば、どのような条件がととのい、またいかなる必要に迫られて上獻の運びとなったのかという、素朴な疑問が想起されてくるのである。もちろん、この疑問に答えるには、杜佑の心情を内面から深く検討しなければならず、またこの種の課題には史料的な制約もともない、そう容易には解けない難問である。

本稿では、まず史料にそって『通典』の編纂過程を跡づけ、ついで上獻の時期について従来の論説を整理して、その年代を確定する。そのうち上獻の時代背景と編者の政治的状況を検討し、最後にこの書の出現の唐代における反響を概観してみたい。これらの考察においては、今まであまり利用されなかった石刻史料をも視野に入れ、さきの疑問を解く手がかりとするためにも、『通典』編纂についての基礎的事柄を、より幅広い角度から明らかにしようとするのが、本稿のねらいである。

一 編纂の過程

周知のように、これまで『通典』の編纂・成立については、つぎのとおり説明されてきた。⁽¹⁾

唐の開元年間の末に、多くの言説を採り、『周禮』六官の職分にならって分類した劉秩の『政典』三十五卷があり、當時から大いに稱賛されていた。杜佑はこの書を手に入れて、その趣旨をつぶさに検討し、なお條目が不十分であったので、それを擴充して、『大唐開元禮』などを加え、『通典』二百卷を完成させた。⁽²⁾ また、それまでに、制度を記した專著には『周禮』があつたのでこれを頼り所とし、そののちの書籍にある繁雜な記事も、『周禮』のやり方に準據して編纂したのである。

その『通典』編纂の過程において、まず注目すべき點は上獻のかなり前から草稿が完成し、序文まで與えられている事實である。その序文とは、杜佑より年輩の文人の李翰による文章である。この李翰という人物は、古文運動の先驅的文章家として有名な李華の息子で、のちに左補闕、翰林學士となったが、大暦年間に病氣のため官を辭し、まもなく没してい

る。その序文には、『通典』編纂に關するつぎのような事柄が記されている。

故に五經羣史を採ること、上は黃帝自りし、我が唐の天寶の末に至る、事毎に類を以て相い従り、其の始終を擧げ、歷代の沿革廢置及び當時の羣士の論議得失は、條載して、之れを事に附せざるは靡し。人の支脈の、體に散綴するが如し。凡そ八門有り、二百卷を勒成し、號して『通典』と曰う。……淮南元戎の佐尚書主客郎京兆の杜公君卿と曰うは、雅より遠度有りて、邦典に志し、篤學にして古を好み、生れながらにして之れを知る。大曆の始めを以て、實に斯の典を纂し、紀を累ねて成る。杜公も亦自ら序引を爲り、各篇首に冠す。⁽⁴⁾

文中の「淮南元戎」とは、當時、淮南節度使・兼御史大夫であつた韋元甫を指し、この人物と李華とは以前から交友關係があつたので、⁽⁵⁾それが機縁となつて息子の子李翰はその幕下に加わつたとされる。この時、杜佑も同じく幕職官として淮南節度使の治所、江都（揚州）にあつた。すなわち、兩者はこの韋元甫を通じて知遇を得て、この序文が執筆されたわけである。また文中の「尚書主客郎」（尚書省禮部「主客員外郎」）とは、杜佑の大曆三年閏六月（庚申）一八日から同六年八月（乙卯）二日のあいだの在任檢校官職であるので、この時期までには、『通典』は太古より唐の天寶末年にいたる内容の範圍で、二百卷、八部門、各部門の冒頭には杜佑の自序が冠せられる、といった具合に、すでに相當な部分ができあがつていたことがわかる。

さらに、杜佑の孫、杜牧の八四二年（會昌）作の詩によると、

我が家は公相の家、劍珮嘗て丁當たり。舊第朱門を開き、長安の城の中央にあり。第中に一物無く、萬卷の書堂に滿つ。家集（『通典』）二百編、上下皇王に馳す。多くは是れ撫州の寫、今來五紀強なり。尚お爾に與へて讀ましめ、爾を助けて賢良と爲さしむ可し。⁽⁷⁾

とあり、『通典』二百卷の大半は、この詩が作られた六〇年以上も前の杜佑が撫州（現・江西省臨川縣）刺史在任中、⁽⁸⁾つまり大曆七年から同十三年の間に、當地において筆寫されていたことが讀みとれる。

以上、前掲のふたつの史料によれば、十四年の大暦年間の前半には『通典』の骨格が早くもできあがり、後半には大部分の編纂が完了していたことがわかる。つまり、繰り返しになるが、上獻の二十年ほど前には、その大半がほぼ完成していたのであり、のこりは補訂の段階をへるだけであったことになる。そうすると、その上に、上獻までなぜ一定の期間が必要であったのか、疑問になることがここで確認できるであろう。

こうした疑問点を提起した上で、次節では、『通典』の上獻年代を検討したい。その上獻年代については、今日では、ほぼ共通の見解がすでにあり、ここであらためて論ずるまでもない問題であるが、他説を考慮せず、當然の前提として議論を進める論考⁽⁹⁾もあり、また本稿の行論の都合上、その確認が必要でもあるので、あえて論及したい。また同時に、上獻以後に増補されたと考えられる記事の性格もあわせて検討していくことにする。

二 『通典』の補訂記事と上獻年代

ふるくは南宋末の王應麟が指摘し、内藤湖南・玉井是博の兩氏が論じられたように、『通典』の上獻年代については、⁽¹⁰⁾
A 貞元一〇年（七九四）とB 貞元一七年（八〇一）一〇月（庚戌・二日？）とC 貞元一九年（八〇三）二月との三説があつた。それぞれが根據とする史料と主要な支持者を示すと、表1のようになる。

〈C、貞元一九年説の批判〉

まず便宜上、C説から検討すると、王應麟の『玉海』には、

志、雜家、杜佑『理道要訣』十卷。佑の表に曰く、竊かに理道を思い、空言を録さず。是れに由りて記を累ねて、修めて『通典』を纂す。數千年の事を包羅し、禮法刑政を探討し、遂に二百卷を成し、先に已に奉進す。去年の春の末、從り、更めて二百卷中於り、十卷を纂成し、目づけて『理道要訣』と曰う、凡そ三十三篇なり。古今の要を詳らかに

表1 『通典』の上獻年代に關する説

年 代	論 據	おもな支持者(論者)
A 貞元一〇年(七九四)	『通典』附載「進通典表」 『山堂羣書考索』聖翰門 『玉海』所引「中興館閣書目」	なし
B 貞元一七年(八〇一)	『舊唐書』德宗紀下、 『舊唐書』杜佑傳 『冊府元龜』學校部・撰集	王鳴盛『十七史商榷』、 内藤湖南「擬策一道」、 岑仲勉「杜佑年譜補正」、 玉井論文など多數
C 貞元一九年(八〇三)	『唐會要』修撰	鄭鶴聲『杜佑年譜』

し、時の宜しく行う可きを酌す。貞元十九年二月十八日上る、と。⁽¹¹⁾

とあり、この『理道要訣』を進めるの表を提出した貞元一九年(八〇三)二月の時點で、その前年の春以前にすでに『通典』二百卷を「奉進」しているのだから、C説が成立しないことは明白となる。内藤湖南氏が指摘するとおり、おそらく、この説が根據とする『唐會要』の記事は、『理道要訣』の上獻年代を『通典』のそれと取り違えたのであらう。⁽¹²⁾

また貞元一九年一月から同年四月のあいだに作成されたと考えられる、符載撰「淮南節度使瀾陵公杜佑寫眞讚并序」を検討すると、

公の學を爲めるや、冕を六籍に冠し、裳を羣史に衣、屨を百氏に履く。毎に書を讀むに、其の實を取りて其の華を取らず。深く著述を研ぎ、號して『通典』と爲す。大抵開闢自り旁行し、歷代に至るまで、兵食・財賦・職官・禮樂、交當世に關わる者有り。其の英華を摘拾し、其の膏澤を滲漉せざるは莫し。煩を截ちて以て約に趣き、疎を裁ちて以て密に就く。其れ之れを覽る者有らば、熱に澤を得るが如く、饑に食を得るが如し。五車萬卷、盡く冗廢と爲し、立言垂範と謂わざるを得んや。⁽¹⁴⁾

とあり、すでにこの碑文作成時に、『通典』の内容に關してかなり詳細な記述がみられるのである。つまり貞元一九年以前の段階で、すでに『通典』の存在とその内容が十分に知られていることになる。常識的に考えれば、當然、この碑文は上獻以後の状況下で刻石されたとするのが妥當であり、そうすると、やはり、碑文完成と同年とするC説は成立しがたくなる。この石刻史料の存在も、C説を否定するひとつの證據に加えられるであらう。

〈A、貞元一〇年説の批判〉

A説については、大暦元年からでも貞元一〇年までは二九年間であり、大暦年間から始められたとする編纂に要した年月が三紀、三六年間にとどかないため、支持されていない。また、A説の根據となる「進通典表」は、北宋版『通典』に付載された文章であり、宮内廳書陵部所藏のこの版本は、高麗の肅宗・孝明王の六年、すなわち北宋末の建中靖國元年（一一〇一年）の藏書印をもち、しかも書物自體も仁宗朝以降、十一世紀なかばの版刻であるとされる。⁽¹⁶⁾ ほかの『山堂羣書考索』と『玉海』所引『中興館閣書目』はともに南宋の文獻であつて、⁽¹⁷⁾ 管見によるかぎり、宋代以前にはこの説を裏付ける史料は見出しえないのである。

さらに指摘したいのは、表2のように『通典』のなかに貞元一〇年以降の記事が散在する事實である。そもそも、『通典』が扱う時代範圍の下限は、さきの李翰の序にもあるように、唐の天寶年間までであるが、その後の記事も必要に應じて加える場合もあると、杜佑自身がすでに注記しているとおりである。⁽¹⁸⁾ そのなかでも、とくに上獻後の補訂記事については、清の錢大昕が、避諱の事例をいくつかあげ、宋人の改作部分を早くから指摘している。⁽¹⁹⁾ そのほかに、諸先學がすでに指摘されている記事もあわせると、貞元一〇年以降については、管見によるかぎり、表2の七つの事例が検出できる。

まず、この表をながめて氣がつく事柄として、(a)～(d)の貞元年間の記事は、ある程度の内容をそなえた記事であるのに対し、のこりの(e)～(g)の史料は、避諱による字句の變更や縣名の付加の事例であり、その記事の性格にかなりの相違があ

表2 『通典』所載の貞元一〇年以降の記事

年 代	出 典	記 事 内 容
(a) 貞元一〇年五月八日	卷 二一 職官三 宰相の條	「……又分毎日一人執筆」
(b) 貞元一一年閏八月 貞元一二年閏?八月	卷 二三 職官五 吏部郎中・員外郎の條 〃 〃 〃	杜黃裳の上奏文 吏部郎中・員外郎の定員のこと
(c) 貞元一二年二月	卷 三三 職官一五 總論郡佐の醫博士の條	『廣利方』五卷のこと
(d) 貞元一三年	卷 四三 禮三 吉禮二の郊天下の條	郊祀についての敕
(e) 永貞元年	卷 二四八 州郡一四 古南越の條	「……改(淳州)爲巒州」
(f) 元和一五年	卷 二七八 州郡八 古冀州上の條	「……改(恆州)爲鎮州」
(g) 元和年間以降	卷 一八四 州郡一四 古南越の條	「嵩山 珠縁」

る點、さらに後者は州郡の部分に集中して存在する點、この二點を本稿ではとくに指摘しておきたい。

後者のうち、(f)の元和一五年(八二〇)の記事は、杜佑が元和七年(八一二)に没しているため彼の死後のことになり、玉井氏がすでに指摘されたように、後世の別人の加筆と断定できる。また最後の(g)の二つの縣名については、『新唐書』卷四三上、地理志に「元和後置」とあるので、杜佑もしくは別人による補筆ということになるであろう。しかも、さらに關連史料を調査していくと、樂史の『太平寰宇記』には、

珠縁縣。貞元錄を按ずるに、只嘉寧・承化の二縣有り。『通典』・開元錄に又新昌有り。其の餘は未だ置く所を詳らかにせず。⁽²⁰⁾

とあるので、樂史(九三〇～一〇〇七)が『太平寰宇記』を編纂した時點(一〇世紀末)では、『通典』には嘉寧・承化・新昌の三縣のみが記され、ほかの嵩山・珠縁の二縣はまだ付記されていなかったと推測される。そうすると、「嵩山 珠

縁」の四字は、北宋時代、しかも『太平寰宇記』編纂以後の加筆の可能性が高い。表2の七個すべての事例が別人の加筆ならばA説も成り立つ餘地はあるが、ただ(a)と(d)の貞元年間の四つの事例は、一定のまとまった内容をふくむ記事であるから、はじめから杜佑の手によって記載されたと考えるのが穩當である。したがって、すべてを後世の増入とするのは不自然な解釋といわざるを得ず、貞元一〇年以降も杜佑による補訂作業は續行されているのであり、やはりA説は否定されてしまうのである。

その根據となる表1中の三つの史料が否定されない以上、結論としては、やはり支持者が多いB説の貞元一七年一〇月が最もふさわしいように思われるのである。

三 上獻前後の杜佑をめぐる状況

今日では、杜佑は『通典』の編者としてその名が知られ、唐代における傑出した學者・歴史家として評價されているが、同時に彼は、德宗・順宗・憲宗の三代にわたり宰相の地位を占めた大官でもあった。彼のおもな職務の範圍は、彼の官歴からも窺えるように、その重要性が顯著になった錢穀・轉運・鹽鐵などの財務行政であった。彼は總計四十年以上も地方官をつとめ、各地方でそれぞれ見事な行政手腕を發揮している。⁽²¹⁾とくに、中央に復歸して檢校司空・同中書門下平章事となるまで、貞元五年(七八九)から貞元十九年(八〇三)までの一四年間餘り、檢校禮部尚書・兼揚州長史・淮南節度使として淮南一帯の軍政・民政にあたった。江淮地方の中核である淮南道は、周知のように、唐朝にとって兩稅や鹽稅にかかわる稅糧・專賣品の供給地としてとりわけ重要な財源地帯であった。治所の江都、すなわち揚州は、漕運路における交通の樞要の地に位置した北方向けの物資の大集散地であって、國際交易都市としても繁盛をきわめた。⁽²²⁾唐朝の生命線を管轄する東南地方の大藩、それが淮南節度使であった。『通典』編纂當初の大曆三年(七六八)閏六月から同六年(七七

着任したわけである。

彼が節帥として揚州にあった時期は、河北に税糧を送ろうにも旱魃や水害が絶えず、さらには漕運路上の汴州や徐州などではしばしば軍亂が起こり、苦難の連續であつた。そうした状況でも、彼は不必要な軍事行動はなるべく避け、むしろ穀物生産の増加と兵馬の整備による民生の安定に力を注いだ。全體としてみれば、杜佑の施政内容は、状況の變化に應じた柔軟な政策が多いように思われる。⁽²³⁾

『通典』上獻の貞元一七年前後も杜佑は淮南節度使として揚州に赴任していた。貞元一六年(八〇〇)には徐州(現・江蘇省銅山縣)で藩鎮の動亂が起こり、杜佑もそれに巻き込まれることになる。當時の状況を物語る史料として、つぎのふたつの記述をあげておきたい。

徐州節度使張建封の卒するや、軍亂る、其の子の愔を立てて、朝に請うも、帝許さず、乃ち詔して佑を檢校尚書左僕射・同中書門下平章事とし、徐・泗に節度し之れを討定せしむ。佑舳艦を具へ、屬將の孟準を遣わして淮を度らせ徐を撃たしむも、克たず、引きて還る。佑は出師の應變に於いて長ずる所に非ず、因りて境を固め敢えて進まず、乃ち詔して愔に徐州節度使を授け、濠・泗二州を析きて淮南に隸せしむ。

臣某言、臣淮濱に守たりし自り、已に星紀を周ぐらす。……今則ち幸いにも殊獎に遇い、之れに專征を委ねらる。身を以て率先するは、是れ臣の素志なり。況んや徐州の士衆、本より叛心無しと聞く。倉卒の閒、危疑し此に至る。臣自ら疆場に臨み、親ら紀綱を領めんことを請う。⁽²⁴⁾

つまり、貞元一六年、徐州の武寧軍節度使の張建封の死後、その後任をめぐり紛争が生じ、地元の軍兵によって、唐朝があてた後任者の韋夏卿が拒否され、張建封の息子の張愔が推立されることになった。唐朝は貞元年間初頭から、河南や江南、とりわけ江淮からの漕運路に沿った藩鎮を細分化して力をそぎ、輸送路を確保するとともに、兵力と財力を兼備したいいわゆる「權力志向型」藩鎮の出現に尋常ならぬ警戒心をもっていた。⁽²⁵⁾徐州はそうした藩鎮の典型であつたから、徳宗

が後任者として張愔を許可するはずもなく、逆に徐州の武力討伐の詔敕が杜佑にくだったのである。しかし杜佑は、部下の孟準を先鋒として派遣したものの、敗退してしまったので、守備固めに専念することになる。さらに同じく討伐の命を受けた泗州刺史の張伾も漕運路の要所、埇橋で大敗したので、杜佑は自分が現場を指揮して戦うことを要請しつつも、反亂軍に敵意がないことを述べ、むしろ不必要な戦いは避けるよう、ほのめかしている。

やがて唐朝は仕方なく、張愔を徐州團練使にあてて妥協をはかり、五月に起こったこの軍亂は、九月には沈靜化に轉ずる。一月二九日には、張愔に後任の地位を約束するいっぽう、杜佑が淮南節度使に加えて泗・濠州の觀察使を兼任して、武寧軍節度使の管轄範圍を縮小させる方向で決着し、ようやく落ち着きを取り戻して、安定した時期を迎えたのであった。

この前後に杜佑は多くの文書を朝廷とやりとりしているが、ここでとりわけ注目すべき上表は「請朝覲表」である。こうした上表文は、今日、二種類の文書が確認できるが、そのうちの貞元一六年末の上表には、

臣某言、臣聞く臣の君に事^{つか}うるには、犯す有りて隠すこと無かれと。……復た朝覲を加えられ、藩を外府に作す。遠く輩下に違^{たが}うこと、十有四年。淮潰に恪守たること、今に逮ぶや一紀なり。……竊位時久しく、賢を妨げ愧^{おど}ずること深し。況んや歴官已來、四十八考なり。祇だ朝謁を奉じ、時は二周を纔^{わずか}ぐる。……早に擇人を賜い、臣と交代なされよ。授受の際、虞^{うれ}う可き無きを冀^{ねが}ふ。然る後に脂車、京輩に奔赴せん。……臣頃ごろ戎務の方に殷^{まか}るるを以て、猥^{たふ}りに宰輔に加えられる。今既に事罷わり、實に此の名に慙^はず。藩鎮を有つこと時を同じうするが爲に、未だ敢へて輕しく印綬を上らず。⁽²⁶⁾

とあり、この年から『通典』を上獻した貞元一七年(八〇一)にかけて、さきの軍亂をきっかけに宰相の地位を検校しているがその任でないと謙遜しつつ、淮南節度使としての任期もすでに一〇年を越えて長いので、交代し首都に歸りたいと希望を表明しているのである。さらに、權德輿撰「杜岐公淮南遺愛碑銘并序」に、

鎮に居ること十三年、覬覬を修めんことを願ひ、拜章十たび上り、西嚮して涕淚せり。上其の繼を難じ、慰勉するのみ。公以えらく職を述べるは人を庇するに在り、忠を納れるは賢を薦むるに在り、と。密かに疏して王公（王錫）を以て代と爲し、詔して之れが貳と爲さんことを請う。⁽²⁷⁾

とあり、何度も上表して交代を願ひ續けているのに、適切な後繼者がいないと難色を示す皇帝に對し、王錫という後任候補者まで推舉していることがわかる。

さきの徐州での事例のように、淮南とても必ずしも中央のもくろみどおりに、節度使が繼承される確證はなかったのである。杜佑の交代により新たに動搖が生じないか、また後任として適格な人材を見出しうるのかという危惧が、淮南という重要なポストであるだけに、朝廷側には當然あつたはずである。

張國剛氏の指摘によれば、東南諸藩鎮における節度使の平均在任期間は、ふつう三年にも満たないこと、また最も長い鄂岳節度使と淮南節度使でも、それぞれ平均三・五年と三・六年にすぎないとされる。⁽²⁸⁾財源地帯である江淮地方の節度使に對しては、中央からの分離・獨立を恐れ、おもに宗室・門閥貴族・科擧出身の文官を任命し、なるべくその任期を短縮して、土着的な勢力にならないよう唐朝は常に配慮していたという。⁽²⁹⁾とすれば、やはり杜佑の一四年という在任期間は、異例の長さといえよう。事實、唐末の混亂期をのぞくと、この年數は歷代淮南節度使の最長の在任期間となつた。もっとも、この人事は、その職責の重要性からして、逆に杜佑に對する中央政府の信頼度の高さを窺うことができるのである。しかし、杜佑も皇帝の信任の厚さには十分に感謝しつつ、それでもなお任期が特異な年數にわたっていると強調し、速やかに中央にもどることを要請しているのである。

杜佑のこうした要請どおり、貞元一八年（八〇二一）〇月に決定した後任者は、刑部尙書の王錫であり、兵部尙書を檢校し淮南節度副使兼行軍司馬となつて、やがて杜佑に代わり節度使に昇格した。このような後任候補のとりなしや引き繼ぎ業務も、さきに記した朝廷の危惧を拂拭して、淮南節度使の役割である藩鎮内部の財富と兵力の擴張、唐朝に反抗する

諸藩鎮の監視と牽制に、ひとつの區切りをつけるための措置であった。そして、こうした一連の動きは地方官からの引退を決意し、本貫でもある長安に歸る準備にはかならなかったのである。

さらに後年、淮南節度使となった牛僧孺の掌書記として、揚州に赴いた杜牧は、淮南節度使の性格について、太和八年（八三四）に過ぎのような指摘をしている。

節度使は軍三萬五千人と爲し、居中二處、一千里、三十八城を統制し、天下の餉道を護り、諸道府軍事の最も重しと爲す。然るに海漚に倚りし江・淮は、津を深くし岡を横たえ、備守堅險なれば、艱難自り已來、未だ嘗て兵を受けず。故に節度使を命ずるに、皆道德儒學を以てし、來るに宰相を罷め、去りては宰相に登る。……貞元・元和自り已來、大抵多くは此の如し。⁽³¹⁾

淮南節度使の任免に關する杜牧のコメントが、おおむね間違いないことは、表3⁽³²⁾をみれば、明らかである。すなわち節帥はすべて文官で、貞元年間以後には同中書門下平章事であった者が就任したり、退任後は宰相に昇る事例が複数確認できる。⁽³³⁾とくに節度使退任後、中央に宰相として歸り咲くという遷轉パターンの先鞭をつけた人物こそ、ほかならぬ杜佑であったことは注目してよい。彼は當時すでに六七歳であり、政界から引退しても何ら不思議ではない。しかし、國家の財政に重大な役割を擔う淮南節度使という大任を果たし終え、⁽³⁴⁾首都長安で宰相として中央政治に参畫するという、さきにした杜牧のいう遷轉ルートは、この杜佑の代から形成されていったのである。こうした情勢のもと、彼の畢生の學問成果、『通典』が上獻されたのであった。

これに續く彼の一連の活動として、貞元一八年（八〇二）の春より着手した『理道要訣』の編纂が注目される。これは後述するような『通典』の高い評價に支えられてか、『通典』二百卷の主要部分を刪約し、閱覽に便利なようにあらためて編纂し直された書物とされている。この書を解説した文獻には、過ぎのような文章がみえる。

『理道要訣』十卷。唐の宰相杜佑撰、凡そ三十三篇なり。皆問答の辭を設け、末の二卷は古今の異制を記す。蓋し

表3 淮南節度使交代表（穆宗朝まで）

節帥	皇帝	就任年代	期開	就任前の職	退任後の職	備考
高適	肅宗	七五六年（至德元）	1年	諫議大夫	太子少詹事	
鄭景山	肅宗	七五七年（至德二）	4年	青齊節度使	尚書左丞	
王瑒	肅宗	七六一年（上元二）	1月	刑部尚書	浙東節度使	
崔圓	肅宗	七六一年（上元二）	7年	汾州刺史	檢校尚書左僕射	すぐに病死
韋元甫	代宗	七六八年（大曆三）	3年	尚書右丞	荆南節度使	病死
張延賞	代宗	七七一年（大曆六）	2年	御史大夫		病死
陳少遊	代宗	七七三年（大曆八）	11年	浙東節度使		病死
杜亞	德宗	七八四年（興元元）	5年	刑部侍郎	東都留守・都防禦使	病死
竇覲	德宗	七八九年（貞元五）	1月	戸部侍郎	檢校司空・同平章事	一時、李復
杜佑	德宗	七八九年（貞元五）	14年	陝虢觀察使	尚書左僕射	
王鐔	德宗	八〇三年（貞元一九）	5年	淮南節度副使	中書侍郎・同平章事	
李吉甫	憲宗	八〇八年（元和三）	2年	中書侍郎・同平章事	黃門侍郎・同平章事	
李鄴	憲宗	八一〇年（元和五）	7年	刑部尚書	檢校右僕射・太子少師・分司東都	
衛次公	憲宗	八一七年（元和一二）	1年	尚書左丞	守司徒・同平章事	病死
李夷簡	憲宗	八一八年（元和一三）	4年	黃門侍郎・同平章事	尚書左僕射・同平章事	
裴度	憲宗	八二二年（長慶二）	1月	東都留守		
王播	憲宗	八二二年（長慶二）	5年	中書侍郎・同平章事		

『通典』中於り撮要し、以て人主の觀覽に便ならしむ。⁽³⁵⁾

またこの書の序文には、つぎのように記されている。

佑の自序に曰く、隋の李文博の『理（治）道集』は、多く規諫を主にして體要を略く^{はぶ}。臣頗る政理を探り、竊かに始終を究め、遂に問答に假り、具を方^{なま}べて發明す。第一より第三に至るは食貨、四は選舉・命官、五は禮教、六は封

建・州郡、七は兵・刑、八は邊防、九十は古今異制の議なり、と。⁽³⁶⁾

『理道要訣』は、佚書で現在に傳わらず、わずかに王應麟の『困學紀聞』卷五・六に、その内容の一部を窺えるだけである。しかし、この書物の編纂の趣旨や篇目の立て方から、『通典』のエッセンスを取り出して簡便な問答體とし、爲政者に直接、役立てようとする杜佑の意圖を容易に讀みとることができる。つまり、こうした書物の編纂にも、彼の政治に對する意欲と朝廷への心配りが見受けられるのである。

以上、『通典』上獻前後の狀況を時代順に整理すると、表4のようにまとめることができる。

表4 『通典』上獻前後における杜佑の狀況と活動

年	代	事	項
貞元 七年 (七九二)	夏	淮南一帯に旱魃がおそう	
貞元 八年 (七九二)	秋	江・淮一帯に洪水がおそう	
貞元一六年 (八〇〇)	五月一五日	徐州で張愔らの軍亂はじまる	
〃	六月九日	同中書門下平章事を加えられ、徐・泗・濠の三州を權知する	
〃	一二月二九日	泗・濠觀察使に正式に就任	
〃	一二月頃	「請朝謁表」を提出	
貞元一七年 (八〇一)	一二月頃	〃	
〃	一〇月二二日?	『通典』を上獻	
貞元一八年 (八〇二)	一月から三月頃	『理道要訣』の編纂に着手	
〃	一〇月四日	王鐔が檢校兵部尚書・淮南節度副使・行軍司馬に就任	
貞元一九年 (八〇三)	一月から四月頃	符載らが「淮南節度使瀾陵公杜佑寫眞讚」を作成	
〃	一月一八日	『理道要訣』を上獻	
〃	二月二三日	長安に歸還	
〃	三月一日	檢校司空・同中書門下平章事となる	

表4をあらためてながめると、入朝のための周到な準備期間中に、『通典』が上獻されているのが確認できよう。つまり徐州の軍亂による緊張が緩和し、その事後處理にも見通しが立ったのを契機に、淮南節度使としての高い實務実績を背景として、任期超過の現狀を訴えつつ、同時にまた後任候補者をも手配するという、その入念な手順の経過が明らかになのである。さらに、翌年から引き續く『理道要訣』の編纂・上獻も、皇帝やそれを取りまく宮廷官僚に配慮した行動であるのを總合すれば、これらの目的が中央政府とのつながりをより緊密にするためにあったと判断せざるを得ないのである。言い換えれば、この二書の上獻は、淮南にあって新たな政治活動の展開を目指す、杜佑の自己アピールともいえる行為であった。『通典』の上獻は、『理道要訣』の編纂・上獻とともに、杜佑の政治的な實踐活動の一環としてとらえ直すべきであろう。

四 『通典』の評價と反響

『通典』は、上獻された當初よりかなりの評價を得たようで、朝廷に保管され、かつ廣く士人たちに受け入れられることになった。それは、

貞元十七年、淮南自り人をして闕に詣ぎ^{おもむ}之れを獻ぜ使めて、曰く……。優詔して之れを嘉^{よろ}しむ。其の書大いに時に傳わり、禮樂刑政の源は、千載に諸^{たなごころ}れを掌^{たなごころ}に指すが如く、大いに士君子の稱する所と爲る。という記事によってわかるし、また、杜佑の學問上の名聲については、つぎのふたつの史料がある。

公名は惊、字は永裕、故の丞相岐國公の孫なり。岐公弼すること三帝に諧^{おま}び、碩學天下に冠たり、嘗て書を著すこと二百餘篇、禮樂刑政、古今の損益を言い、名を統^すべて『通典』と曰い、藏して石室に在り、副いて人間に行わる。⁽³⁸⁾

我が烈祖の司徒岐國公（杜佑）・趙國公李公（李吉甫）、貞元・元和の時に當たりて、儒學術業天下に冠たり……。⁽³⁸⁾

杜佑の學者としての地位が大いに高まり、後々まで稱えられたことが、これらの史料から十分に把握できるのである。

また、『通典』は九部門からなり、その内容は多岐の分野にわたっているが、

大曆已後、學を専らにする者に蔡廣成は『周易』、強蒙は『論語』、啖助・趙匡・陸質は『春秋』……有り。其餘地理は則ち賈僕射（賈耽）、兵賦は則ち杜太保（杜佑）、故事は則ち蘇冕・蔣父……⁽³⁹⁾

とあり、とりわけ「兵賦」、すなわち軍事關係の部門に注目が集まっていたようである。また文中に、地理學の碩學としてその名がみえる賈耽は、『通典』上獻の直前、貞元一七年一〇月（甲戌）一五日に『海内華夷圖』・『古今郡國縣道四夷述』四〇卷を上獻している。⁽⁴⁰⁾杜佑には德宗より褒美こそ下賜されなかったが、この史料が示唆するところ、三十年近くの年月を傾け地理書を著した宰相の賈耽に匹敵するほどの評價を得ているのである。ましてや『通典』のほうは、今日まで各種の版本が流傳し、貴重な史料として尊重され続けているのに對し、賈耽の著作はほとんど傳わらず、その存在すらあまり留意されていないのとを比較すれば、後世への影響の相違は歴然としている。

『通典』という大著を朝廷に奉呈するという學問的な功業は、彼の政治家・財務官僚としての世評の高まりにも好影響を與えたと推察される。じつさい、すでに記したように、上獻をへて彼の名聲はひとつのピークを迎えるのであった。そうして、この後も略年譜にあるように、中央政界を舞臺に彼の政治活動は、九年間にもわたり繼續されていくのである。⁽⁴¹⁾

安史の亂以來、激動する社會の變化に對應すべく、國家統治の原理を根本的に問い直す新しい思想の枠組みが、杜佑の時代においても、依然として求められていた。そうした時代の要請が『通典』の出現をうながし、その編纂のあり方をも方向づけたのである。そして『通典』が評價されたわけは、變動する社會をいかに統制して、新しい秩序と國政の在り方を樹立すべきか、それを模索する爲政者たちの切實なニーズに、たえうる内容をもっていたからにほかならない。

おわりに

從來、『通典』・『通志』・『文獻通考』は、一括して「三通」と稱されてきたが、『通典』の編纂と上獻の過程は、『通

志』の鄭樵・『文獻通考』の馬端臨らとは異なる杜佑の固有の立場を如實に反映している。『通典』の編纂こそは、これまで述べてきたように、杜佑の長期間にわたる地方官・中央官としての政治實踐の一環して推進された事業であり、その總決算としての上獻もその延長線上にある行爲であった。詳細な比較は別に論じられるべきであるが、南宋の鄭樵も元の馬端臨も、政治家として活躍したり、ましてや宰相にまで昇りつめ朝廷に優遇されたなどという經歷はなく、むしろ學問と撰述に専念した人物であつたとされる。『通典』のばあい、その序で杜佑自身が記すように、單なる歴史書の編纂という學術的・文化的な營みではなく、編纂の「始末」それ自體が、彼の爲政者としての實踐活動と一體となつて結びついていた點こそ、ほかの二書とは異なる最も本質的な特徴として、あらためて指摘しておかねばならないであらう。

これからの研究の方向としては、これまでの思想内容の比較ばかりでなく、「三通」の成立過程における各編者をめぐる時代狀況の分析も、三書の性格の探求に不可欠になってくる。とくに『通典』の編纂にかぎっていえば、より具體的には、第一段階の草稿完成から上獻まで、すなわち建中年間から貞元年間に増補された記事を個別に吟味する作業も當面の課題としてのこされている。その上で、二段階の過程をへた編纂が、全體の配列や記事内容に、どのような特質と影響を与えているのかを検討することも大切な課題となるであらう。

附表 杜佑略年譜

皇帝	年	代	事	跡	年齢
玄宗	七三五年（開元二三）		杜佑生まれる		一歳
肅宗	七五二年（天寶一一）		蔭により濟南參軍事・郾縣丞		一八歳
代宗	七五六年（至德元）		韋元甫の幕職官となる		二二歳
	七六六年（大暦元）		『通典』の編纂はじめる		三二歳

注

(1)

『舊唐書』卷一四七、杜佑傳に、「初開元末、劉秩採經史百家之言、取周禮六官所職、撰分門書三十五卷、號曰『政典』、大爲時賢稱賞、房瑄以爲才過劉更生。佑得其書、尋味厥旨、以爲條目未盡、因而廣之、加以『開元禮』・『樂書』、成二百卷、號爲『通典』とある。なお、劉秩は『史通』の撰者、劉知幾の四男である。また、『通典』進通典表に「臣既庸淺、寧詳損益、未原其始、莫暢其終。尙賴周氏典禮、秦皇蕩滅不盡、或有繁雜、且用准憑」とある。

(2)

『政典』と『通典』の關係については、金井之忠「劉秩遺說考」(『文化』六一、一九三九年)、李之勤「論杜佑『通典』與劉秩『政典』」(『西北大學學報』〈哲學社會科學版〉一九七九—三、一九七九年)、陳光崇「劉秩事輯考」(『史學史研究』一九八三—二、一九八三年。のち同氏『中國史學史論叢』所收、遼寧人民出版社、一九八四年)などを参照。

李宗鄭氏は、『通典』の材料として、李林甫『大唐六典』、唐穎『稽典』、王彥威『唐典』、李延壽『太宗政典』、高士廉『文思博要』、許敬宗『搖山玉彩』・『累璧』・『東殿新書』、歐陽詢『藝文類聚』、虞世南『北堂書鈔』、張大素『策府』、孟利貞『碧玉芳林』、諸葛穎『玄門寶海』、張昌宗『三教珠英』(以上、『新唐書』藝文志にみえる)をあげ、唐初からあった制度や政治に關する典籍と類書を多く利用できたこととされる。同氏『中國歷史要籍介紹』(上海古籍出版社、一九八二年)三〇八頁を参照。

(3)

葛兆光氏は、もっぱら典章制度を記すこの種の敘述は、

『周禮』から『大唐六典』、ひいては同じく『周禮』によつた『政典』にいたるあいだに徐々に成熟してできたスタイルであり、それらの書物が『通典』誕生の礎石になったと指摘される。同氏「杜佑與中唐史學」(『史學史研究』一九八一—、一九八一年)一二頁を参照。また、同様の趣旨を説く

論考には、陶懋炳『中國古代史學史略』(湖南人民出版社、一九八七年)杜佑和唐後期的史學、二四六—二四七頁がある。さらに、『通典』が通史の體裁を採用した點については、内藤湖南氏が「史記は古今を通じて書いたが、漢書以來史書は斷代史であつた。此の斷代史の出づるに及んで再び通史の必要を感じ、六朝頃から之が認められるやうになつた。……此の斷代史の志に對する不滿は、やがて國家社會の機關たるべきものの、古來よりの由來を明かにしたいと考へるやうになつた。此の要求の下に古來からの制度の沿革を知る爲に生れたのが通典である……」と指摘されている。同氏後掲論文②を参照。

(4)

『通典』李翰の通典序、『文苑英華』卷七三七、序三九、『全唐文』卷四三〇、李翰一に「故採五經羣史、上自黃帝、至於我唐天寶之末、每事以類相從、舉其始終、歷代沿革廢置及當時羣士論議得失、靡不條載、附之於事。如人支脈、散綴於體。凡有八門、勒成二百卷、號曰『通典』。……淮南元戎之佐曰尚書主客郎京兆杜公君卿、雅有遠度、志於邦典、篤學好古、生而知之。以大曆之始、實纂斯典、累紀而成。杜公亦自爲序引、各冠篇首」とある。

(5)

韋元甫と李華の交友關係については、鈴木正弘「唐中期の

居士——李華を中心に——」（『立正史學』六一、一九八七年）、同氏「安史の亂における士人層の流徙」（『社會文化史學』三三、一九九四年）を参照。また、李華・獨孤及・權德輿・劉禹錫・柳宗元などの古文運動の文人たちと杜佑の思想との比較・關連については、近年、研究が大いに進展している。たとえば、島一「『通典』における杜佑らの議論について——食貨・選舉・職官を中心として——」（『立命館文學』創刊五百號記念論集、一九八七年）、同氏「中唐期の天人論と杜佑の『通典』」（『立命館文學』五〇六、一九八八年）、同氏「杜佑の三教觀について」（『内藤幹治編「中國の人生觀・世界觀」所載、東方書店、一九九四年）、および副島一郎①「『通典』の史學と柳宗元」（『日本中國學會報』四七、一九九五年）、同氏②「中唐における儒學の演變とその背景」（『集刊東洋學』七七、一九九七年）などを参照。なお副島氏は、前掲論文①において、李華と同じく古文家の先驅者である蕭穎士が『歷代通典』という編年體の通史の編纂を企畫していたと指摘されている。その名稱から『通典』とも何か關連があるのかもしれないが、後考をまちたい。

(6) 岑仲勉氏は、李翰の通典序の作成年代を大曆六年の出來事とされている。同氏「杜佑年譜補正」（『學原』二一四、一九四八年。のち同氏『岑仲勉史學論文集』所收、中華書局、一九九〇年）を参照。

(7) 『樊川文集』卷一、冬至日寄小姪阿宜詩、『文苑英華』卷二六一、詩一一に「我家公相家、劍珮嘗丁當。舊第開朱門、長安城中央。第中無一物、萬卷書滿堂。家集二百編、上

下馳皇王。多是撫州寫、今來五紀強。尚可與爾讀、助爾爲賢良」とある。

(8) 附表の杜佑略年譜を参照。

(9) たとえば張榮芳氏は、『通典』の上獻年代を考證する貴重な論考を發表されているが、貞元一〇年説には觸れることなく議論を展開されている。同氏「從通典看杜佑的史學」（『史原』九、一九七九年）を参照。

(10) ひろく杜佑と『通典』を論じ、その上獻年代にも言及した研究には、つぎのような論考があるので参照されたい。

王應麟『玉海』卷五一、藝文、典故、唐通典・理道要訣
王鳴盛『十七史商榷』卷九〇、杜佑作通典

内藤虎次郎①「擬策一道」（『狩野教授還曆記念支那學論叢』所載、弘文堂、一九二八年。のち同氏『内藤湖南全集』一四所收、筑摩書房、一九七六年）

内藤虎次郎②「通典の著者杜佑」（『龍谷大學論叢』二八九、一九三〇年。のち同氏『内藤湖南全集』六所收、筑摩書房、一九七二年）

内藤虎次郎③「昭和六年一月廿六月御講書始漢書進講案」（『支那學』六一、一九三三年。のち同氏『内藤湖南全集』七所收、筑摩書房、一九七〇年）

玉井是博「大唐六典及び通典の宋刊本に就て」（『支那學』七二・三、一九三四年。のち同氏『支那社會經濟史研究』所收、岩波書店、一九四二年）

鄭鶴聲「杜佑年譜」（上海商務印書館、一九三四年）

金井之忠「唐代の史學思想」（弘文堂書房、一九四〇年）

曾貽芬譯注『杜佑』歴史人物傳記譯注（中華書局、一九八四年）

吳楓『隋唐歷史文獻集釋』（中州古籍出版社、一九八七年）

瞿林東『杜佑評傳——創典制通史 彙治國良模——』（廣西教育出版社、一九九六年）

邱添生「由杜佑『通典』管窺唐代史學的創新」（中國唐代學會編輯委員會編『第三屆中國唐代文化學術研討會論文集』所載、樂學書局、一九九七年）

- (11) 『玉海』卷五一、藝文、典故に「志、雜家、杜佑『理道要訣』十卷。佑表曰、竊思理道、不錄空言。由是累記、修纂『通典』、包羅數千年事、探討禮法刑政、遂成二百卷、先已奉進。從去年春末、更於二百卷中、纂成十卷、目曰『理道要訣』、凡二十三篇。詳古今之要、酌時宜可行。貞元十九年二月十八日上」とある。

(12) 内藤氏前掲論文①を参照。

- (13) 『文苑英華』卷七八三、讀四、『全唐文』卷六九〇、符載三に「丞相瀟陵公、以虎符龍節、清鎮淮海、凡十五年矣。……」とあり、また『全唐文』卷六八九、符載二、甘露記に「癸未歲（貞元一九年）、復降於庭梧、夏四月、余自淮南罷去丞相府、將假道以歸」とある。したがって、この寫眞讀の作成は、杜佑が淮南節度使に就任してからの十五年目にあたる貞元一九年初頭から符載が淮南道を去る同年四月までの期間と考えられる。

(14) 前掲の符載の寫眞讀に「公之爲學也、冠冕六籍、衣裳羣史、履履百氏。每讀書、取其實而不取其華。深研著述、號爲

『通典』。大抵自開闢旁行、至乎歷代、有兵食・財賦・職官・禮樂、交關于當世者。莫不摘拾其英華、滲漉其膏澤。載煩以趣約、裁疎以就密。其有覽之者、如熱得澤、如饑得食。五車萬卷、盡爲冗廢、得不謂立言垂範歟」とある。

- (15) 『通典』進通典表、『全唐文』卷四七七、杜佑に「自頃纂修、年涉三紀、讎寡思拙、心味詞無」とある。

- (16) 『通典』の宋版本については、玉井氏前掲論文、仁井田陞「通典刻本私考」（『東洋學報』二二—四、一九三五年）、尾崎康「通典の諸版本について」（『斯道文庫論集』一四、一九七七年）、同氏「解題 通典北宋版および諸版本について」（北宋版『通典』別卷所載、汲古書院、一九八一年）、同氏「日本現在宋元版解題 史部（下）」（『斯道文庫論集』二八、一九九三年）などを参照。

- (17) 『山堂羣書考索』卷一八、聖諭門、類書類に「通典、二百卷。唐正（貞）元十年杜佑撰……佑以『通典』繁蕪、於二百卷中、纂成十卷、目曰『理道要訣』、凡二十三篇。皆有答問、正（貞）元中進序」とあり、『玉海』卷五一、藝文、典故の夾注に「中興書目云『通典』、貞元十年撰。以事分類」とある。

- (18) 『通典』卷一、夾注に「本初纂錄、止於天寶之末、其有要須議論者、亦便及以後之事」とある。

- (19) 『潛研堂文集』卷二八、跋通典に「杜岐公撰此書於貞元中、故稱德宗爲今上。而州郡篇書恆州爲鎮州、且云元和十五年改爲鎮州、此後人附、蓋本書於恆字初不避也」とある。また、玉井氏は前掲論文において、表2の『通典』州郡にみえ

る三つの記事を取り上げ、考證されている。

- (20) 『太平寰宇記』卷一七〇、嶺南道一四に「珠緣縣。按貞元錄、只有嘉寧・承化二縣。『通典』、開元錄又有新昌。其餘未詳所置」とある。

- (21) 杜佑による地方行政の充實ぶりについては、淮南節度使時代に限定しても、たとえば、『權載之文集』卷一一、碑、杜岐公淮南遺愛碑銘并序、『唐文粹』卷五四、碑五、遺愛、『全唐文』卷四九六、權德輿一四に「初公之至也、歲丁驪陽、人有榮色。於是息浮費以悅之、蠲雜征以利之、夫家之稅有冒沒者、況其罪以購之、廢居之豪有委積者、盈其直以出之。瀕海棄地、焚芻墳淤、一夫之勤、百畝可穫、終古遺利、沛然嘉生、成於指顧、得以蕃殖。先是營部未葺、困倉未完、介夫半寓於神祠。公聚或委於支郡、公乃慮材用、量事期、轉中權、規大壯、百堵皆作、三軍寧宇。……連營三十二、積穀五十萬、工以悅使、人以樂成。又瀝雷陂、以溉稻田、醵引新渠、匯于河流、皆省功費、而弘利澤」とある。

- (22) 當時の揚州の繁盛ぶりについては、全漢昇「唐宋時代揚州經濟景況の繁榮與衰落」(『中央研究院歷史語言研究所集刊』一一、一九四三年)、安藤更生『鑑真大和上傳の研究』外篇「唐宋時代に於ける揚州城の研究」(平凡社、一九六〇年)史念海「論唐代揚州和長江下游的經濟地區」(『揚州師範學院學報』〈哲學社會科學版〉一九八二—、一九八二年、のち同氏『河山集』三所收、人民出版社、一九八八年)、同氏「長江外的海岸及揚州的繁榮」(同氏『河山集』五所收、人民出版社、一九九一年)、愛宕元「唐代の揚州城とその郊區」

(梅原郁編『中國近世の都市と文化』所載、京都大學人文科學研究所、一九八四年。のち同氏『唐代地域社會史研究』所收、同朋舍出版、一九九七年)、周東平「唐代淮南道區畫・人口考」(『中國唐史學會論文集』三所載、三秦出版社、一九八九年)、朱江「唐代開放政策對揚州繁榮的影響」(『江蘇商專學報』一九九〇—、一九九〇年)、李廷先「唐代揚州史考」(江蘇古籍出版社、一九九二年)、陳勇「唐後期的人口南遷與長江下游的經濟發展」(『華東師範大學學報』〈哲學社會科學版〉一九九六—五、一九九六年)、徐明德「論唐代揚州國際大港的繁榮與歷史地位」(馮爾康主編『揚州研究——江都陳軾羣先生百齡冥誕紀念論文集』所載、聯經出版事業公司、一九九六年)などを参照。

- (23) 杜佑が柔軟で穩健な政治姿勢をとり、敵を作らぬように常に心がけていたことについては、前掲の符載の寫眞讚に「公之爲政也、根柢於誠信、柯幹於刑賞、枝葉於禁忌。達時之通變、識人之好惡、聽覽而不察、寬裕而有制。故豪澤者如膏雨、畏刑者如秋霜、萬情浩擾、懸我條貫。生之分、各得其性、得不謂民之父母歟」とあり、『太平廣記』卷二三五、交友に「劉禹錫言、司徒杜公佑視穆贊也、如故人子弟。佑見贊爲憂忡數彈劾、因事戒之曰「僕有一言、爲大郎久計、他日少樹敵爲佳」穆深納之、由是少霽其威也」とあり、『唐語林』卷一、言語に「杜司徒常言「處世無立敵」とある。そのほかには、『舊唐書』卷一四八、李藩傳などを参照。

- (24) 『新唐書』卷一六六、杜佑傳に「徐州節度使張建封卒、軍亂、立其子愔、請于朝、帝不許、乃詔佑檢校尚書左僕射・同

中書門下平章事、節度徐・泗討定之。佑具初經、遣屬將孟準度淮擊徐、不克、引還。佑於出師應變非所長、因困境不敢進、乃詔授愔徐州節度使、析濠・泗二州隸淮南」とあり、また、『劉賓客文集』卷一一、表章一、『文苑英華』卷六一

五、表六三、『全唐文』卷六〇二、劉禹錫四に「臣某言、臣自守淮濱、已周星紀。……今則幸遇殊獎、委之專征。以身率先、是臣素志。況聞徐州士衆、本無叛心。倉卒之間、危疑至此。臣請自臨疆場、親領紀綱」とある。また、徐州節度使については、谷川道雄「龐勛の亂について」(『名古屋大學文學部研究論集』一一、〈史學〉四、一九五五年)、劉建偉「唐代武寧鎮的依附性與游離性」(『徐州師範學院學報』〈哲學社會科學版〉一九八八一、一九八八年)などを参照。

- (25) 大澤正昭「唐末の藩鎮と中央權力——德宗・憲宗朝を中心として——」(『東洋史研究』三三一一、一九七三年) 一三頁を参照。

- (26) 『劉賓客文集』卷一二、表章二、『文苑英華』卷六〇六、表五四、『全唐文』卷六〇二、劉禹錫四に「臣某言、臣聞臣之事君、有犯無隱。……復加朝獎、作藩外府。遠違輦下、十有四年。恪守淮濱、逮今一紀。……窃位時久、妨賢愧深。況歷官已來、四十八考。祇奉朝調、時纔二周。……早賜擇人、與臣交代。授受之際、冀無可虞。然後脂車、奔赴京輦。……臣頃以戎務方殷、猥加宰輔。今既事罷、實慙此名。爲有藩鎮同時、未敢輕上印綬」とある。

- (27) 杜岐公淮南遺愛碑銘并序に「居鎮十三年、願修謁謁、拜章十上、西嚮涕淚。上難其繼、慰勉而已。公以述職在於庇人、

納忠在於薦賢。密疏請以王公爲代、詔爲之貳」とある。

- (28) 張國剛「唐代藩鎮研究」(湖南教育出版社、一九八七年) 一〇〇頁を参照。

- (29) 松井秀一「八世紀中葉頃の江淮の叛亂——袁晁の叛亂を中心として——」(『北大史學』二、一九五四年) 二八〜二九頁を参照。

- (30) 伊藤宏明「淮南藩鎮の成立過程——吳・南唐政權の前提——」(『名古屋大學東洋史研究室報告』四、一九七六年) 一〇〇頁を参照。

- (31) 『樊川文集』卷一〇、淮南監軍使院廳壁記、『文苑英華』卷八〇二、記六に「節度使爲軍三萬五千人、居中統制二處、一千里、三十八城、護天下餉道、爲諸道府軍事最重。然倚海壅江・淮、深津橫岡、備守堅險、自艱難已來、未嘗受兵。故命節度使、皆以道德儒學、來罷宰相、去登宰相。……自貞元・元和已來、大抵多如此」とある。

- (32) 『舊唐書』・『新唐書』をはじめ、吳廷燮『唐方鎮年表并考證』(『二十五史補編』六所載、中華書局、一九五五年) 卷五、淮南、岑仲勉「唐方鎮年表正補」(『中央研究院歷史語言研究所集刊』一五、一九四八年)、王壽南「唐代藩鎮與中央關係之研究」(大化書局、一九七八年) 附錄一、唐代藩鎮總表、伊藤氏前掲論文の別表一などを参考に作成した。また、穆宗朝から懿宗朝までの五三年間の淮南節度使の平均在任年数と前任・轉出職については、松井秀一氏による一覽表があるので重複を避けた。同氏「唐代後半期の江淮について——江賊及び康全泰・裴甫の叛亂を中心として——」(『史

學雜誌」六六一二、一九五七年）二七頁を参照。

- (33) 松井氏は、穆宗朝以降の江淮藩鎮について、「……この期の江淮藩鎮の節帥は平均二三年で頻繁に交替し、任命される節帥の多くが中央高級文官であり、その轉出先はより格式の上の中央高級官職であるものが多数で……。このことは依然として江淮の節帥がここを足場として中央復歸に榮達を心掛けていたことを示すものであらう」と論じられている。同氏前掲註(32)の論文五頁を参照。

- (34) 王壽南氏は、代宗・廣德元年（七六三）から懿宗・咸通一四年（八七三）の期間において、節度使退任後に中央の顯官に就く事例が一番多いのが、淮南節度使であって、その割合は八二・四パーセントにも達し、宰相に昇った者も最多の七名におよぶと指摘されている。同氏「從藩鎮之選任看安史之亂後唐中央政府對地方之控制」（國立政治大學『歷史學報』六、一九八八年）一五頁を参照。

- (35) 『直齋書錄解題』卷一〇、雜家類に「『理道要訣』十卷。唐宰相杜佑撰、凡三十三篇。皆設問答之辭、末二卷記古今異制。蓋於『通典』中撮要、以便人主觀覽」とある。

- (36) 『玉海』卷五一、藝文、典故「佑自序曰、隋李文博『理道集』、多主於規諫而略於體要。臣頗探政理、竊究始終、遂假問答、方異發明。第一至第三食貨、四選舉・命官、五禮教、六封建・州郡、七兵・刑、八邊防、九十古今異制議」とある。

- (37) 『舊唐書』卷一四七、杜佑傳に「貞元十七年、自淮南使人詣闕獻之、曰……。優詔嘉之、命藏書府。其書大傳於時、禮

樂刑政之源、千載如指諸掌、大爲士君子所稱」とある。

- (38) 『劉賓客文集』卷三、碑中、許州文宣王新廟碑、『文苑英華』卷八四六、碑三に「公名暉、字永裕、故丞相岐國公之孫。岐公弼諸三帝、碩學冠天下、嘗著書二百餘篇、言禮樂刑政、古今損益、統名曰『通典』、藏在石室、副行人間」とあり、『樊川文集』卷九、唐故瀛州刺史趙郡李公、當貞元・元和時、儒學術業冠天下」とある。

- (39) 『唐國史補』卷下、『唐語林』卷二、文學に「大曆已後、專學者有蔡廣成『周易』、強蒙『論語』、皎助・趙匡・陸質『春秋』……。其餘地理則賈僕射、兵賦則杜太保、故事則蘇冕・蔣父……」とある。

- (40) 『舊唐書』卷二三八、賈耽傳に「至（貞元）十七年、又課成『海內華夷圖』及『古今郡國縣道四夷述』四十卷、表獻之、曰……。優詔答之、賜錦綵二百匹・袍段六・錦帳二・銀瓶盤各一・銀槿二・馬一匹、進封魏國公」とある。

- (41) 中央政界復歸後、規定の七〇歳を過ぎてもし引退しない杜佑を、痛烈に皮肉る白居易の詩や文章を分析した論考には、アサー・ウェーリー『白樂天』（みすず書房、一九五九年）二〇〇頁、平岡武夫「杜佑致仕制札記——白居易の習作——」（鈴木博士古稀記念東洋學論叢）所載、明德出版社、一九七二年）があるので参照されたい。

- (42) 『通典』卷一に「佑少嘗讀書、而性且蒙固、不達術數之藝、不好章句之學。所纂『通典』、實采羣言、徵諸人事、將施行政」とある。

3. The other version was engraved by the year of 1046. It was not widely circulated in the Song but probably extant to the early Qing. It may have been used for revising the *Tang hui-yao* at the latter time, and regarded as the original text of the “Dian” edition 殿版. Besides, it is estimated that it was an excerpt version.

A STUDY OF COMPILATION OF THE *TONG-DIAN*
『通典』 BY DU YOU 杜佑 (735~812)
—WITH REFERENCE TO HIS CIRCUMSTANCES IN THE
TIME OF ITS PRESENTATION—

KITAGAWA Toshiaki

Concerning the year of presentation of the *Tong-dian*, there are three different viewpoints. They are 794, 801 and 803. The first view (794) seems wrong because some articles after this year appeared in the text of the *Tong-dian*, and it does not fit the actual period of compilation which extended for thirty-six years too. The third view (804) is also questionable, in view of the fact that the *Tong-dian* had already been presented by the beginning of the year before 803 recorded in the *Yu-hai* 『玉海』. Hence, the second view (801, the seventeenth year of Zhenyuan 貞元) is most credible.

After the suppression of the rebellion of the Xuzhou Army 徐州節度使軍 in 800, Du You made repeated requests for resignation from his post of military governor of Huainan province 淮南節度使. Besides, he complained that his term of office was exceptionally long, and recommended the central government of the Tang 唐 to appoint Wang E 王鏊 to be his successor so that he could be ready to return to the capital, Chang'an. In such circumstances, he presented the *Tong-dian* to the Emperor De-zong 德宗 with the desire to prove himself indispensable to the central government. Similarly, the compilation of the *Li-dao yao-jue* 『理道要訣』 commenced in the next year was also motivated by this intension. In conclusion, the compilation and presentation of the *Tong-dian* together with the *Li-dao yao-jue* should be regarded as part of Du You's political

activities especially considering the fact that his renown at court reached its peak at that time.

THE COLLECTED WORKS OF BĀBUR PRESERVED AT THE SALTANATĪ LIBRARY IN TEHRAN

MANO Eiji

This is a preliminary report on an important manuscript preserved at the Saltanatī Library in Tehran. The author has examined a photocopy of the manuscript bestowed by the Library in January 1998. The report seeks to supplement and rectify the brief reports written by Z. V. Togan and B. Ātābāy beforehand.

1. The manuscript consists of Bābur's five works. They are *Mubayyin*, 'Arūḍ risālasī, *Bābur-nāma*, *Vālidīya risālasī* and a prosodical work which might be called *Five hundred and four rhythms*. Contrary to Togan's early report, the manuscript does not contain *Divān* and hence is not the *Kullīyāt* (complete works) of *Bābur*. The author proposes to call it the *Collected Works of Bābur*.
2. Despite the fact that the *Mubayyin* has lost many folios, it is still useful for making a revised edition which is not yet available.
3. The 'Arūḍ risālasī is incomplete and contains only around three-fifths of the original text. Nevertheless, it is the second manuscript ever known and thus useful for making a critical edition.
4. The *Five hundred and four rhythms* is a prosodical work. Bābur wrote in the *Bābur-nāma* that he composed such a work. However, it has been believed that the work had been lost. Therefore, the author reports the discovery of this almost complete Persian text here. Bābur scans (*taqṭī*) his own *bayt* (i.e. a line) in 498 ways in this work. The manuscript seems to have lost the remaining six ways.
5. The *Bābur-nāma* is severely incomplete. For example, its chapter on Kabul contains merely the events of the year of 925. However, it is of high quality and can be used to supplement the critical edition of the *Bābur-nāma* published by the author in 1995 to a small extent.